教育事務所だより 第22号



# 竹林の風

栃木県教育委員会事務局 河内教育事務所 平成27年12月2日 発行責任者黒川浩

### 自信と誇りを持って子どもたちに向き合うために!



今年度の初任者研修も後半に入り、より実践的な研修や協議を重ねています。初任者の先生方は、学校全体のバックアップのもと、先輩の先生方からの助言をいただきながら一生懸命取り組んでいます。

5月には、先輩が行う授業を参観する研修として、上三川町立上三川小学校を会場に「学校会場研修」が行われ、8月には、 真岡市青少年女性会館を会場として「道徳の時間の授業づくり」

研修が行われました。真剣な眼差しで研修に参加する初任者の先生方の姿からは、多くを吸収し、持ち帰って生かしていこうとする姿勢を感じました。

11月26日には、「児童・生徒指導」に関する研修も行われました。事例をもとに、児童生徒に対して、どのように対処するのか、どのように予防するのかなど、適切な対応について理解を深め、指導力の向上を図りました。

初任者研修に参加されている先生方は、さまざまな研修を重ね、より 実践的な力を身に付け、自信と誇りを持って子どもたちに向き合える教 師を目指してがんばっています!!



## 地域連携活動の一層の推進に向けて

現在、中央教育審議会において、地域連携に係る事項について以下の2つが諮問されています。

「これからの学校教育を担う 教職員やチームとしての学校 の在り方について」

・学校内において地域との連携の推進を担当する 教職員を『地域連携担当教職員(仮称)』として 法令上明確化することを検討する (中間まとめより)

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた地域の連携・協働の在り方について」

・地域とともにある学校の在り方や地域における学校との共同体制の在り方等について、検討されている

本県においては、昨年度から公立学校に地域連携教員を設置し、その推進体制づくりや活動の充実に向けて、各学校の特性を生かした取組を推進していただいております。

#### ≪充実した取組を実践している学校の特徴≫

- ☑ 地域連携について学校経営方針に明確に位置付けられていること
- ☑ 組織体制が整っていること
- ☑ 今までの取組や地域の現状を様々な視点から把握し分析した上で、今年度の方向性 や具体的な活動計画が立案されていること

各学校においては、新たなことを始めるということではなく、まずは今までの取組について再確認し、学校が抱える課題を解決する一つの手段として、より組織的・効果的・効率的な取組について検討していただければと思います。

## H27 下半期も学校を全力でサポートします! ~SSW の紹介~

河内教育事務所には、学校問題解決支援事業として、<u>岸 雅明(きしまさあき)「スクールソーシャルワーカー(SSW)」が1名在籍</u>しています。学校だけでは解決が困難である諸問題に対して、大いに活用していただければと思います。

支援の対象は学校の教員や保護者になります。お気軽に、ご相談ください。

( 学校支援課いじめ・不登校対策チーム[担当] 電話:028-626-3184 )

#### 【目的】

貧困問題や児童虐待など福祉的な支援が必要な家庭に対し、支援のためのネットワークを構築したり、宇都宮市や上三川町との福祉部局などと連携しながら関係機関との調整を図ったりすることで、家庭支援体制作りに向けた取組を行う。

#### 【考えられるケース】

- (1) 保護者の経済的困惑により養育態度に問題があるケース
- (2) 児童生徒の虐待が疑わしいケース
- (3) その他
  - •児童生徒の問題行動等に対する親の問題意識がなく、保護者の理解や協力をいただくことが難しいケース
  - ・児童生徒や保護者が精神的に不安定であるために、学校と保護者との共通認識が図れない ケース など

#### 【支援の方法】

- (1)教員や保護者への相談活動としての学校 訪問
- (2)教員とのケース会議、サポート会議等への参加(市町教委と相談の上、必要に応じて連絡)
- (3)家庭訪問(保護者対象)
- (4)関係機関や地域人材との連携のコーディネート 状況の把握、対応策の検討 連携先の選定・コーディネート など

## 自転車運転中のルール、守っていますか?

<b>ル正しいと思う立にけ(</b>	$(\cap)$	間違っていると思う文には(×)をつけま	ニー・トラッ
	( ) ).	一周11年 ナモいる)( ぶ ナメには しへ ) を カナみ	. U.A. 1//

Q1 道路の左側を通行しなければならない

( )

- Q2 一時停止の標識(止まれ)では、一旦止まって足を地面につかなければならない
- Q3 音量を大きくし、イヤホン等を使用して音楽を聞くことができる

## ( )

#### 「これぐらい大丈夫・・・と思っていたことが、実は・・・」

#### そんな経験はありませんか?

平成27年6月1日に改正道路交通法が施行され、自転車による交通違反をより厳しく取り締まることになりました。また、栃木県道路交通法施行細則が一部改正(平成27年9月1日施行)され、自転車運転中の危険な行為が明確に禁止されています。

各学校では、自転車の乗り方等の指導がされている事と思いますが、小・中学生の自転車事故が後を絶たない状況も踏まえて、改めて、自転車運転中のルールについてご確認いただくとともに、ご指導をお願いします。



Q1: O Q2: O Q3:×(禁止:栃木県道路交通施行細則改正により)

☆ホームページ(http://www.pref.tochigi.lg.jp/m51/) にも掲載しておりますのでご活用ください★本誌についてのご意見ご感想をお待ちしております E-Mail kawachi-kyouiku@pref.tochigi.lg.jp